

Ⅱ 地域福祉班

- 1 老人福祉・介護保険
- 2 障害者福祉
- 3 児童福祉
- 4 母子及び父子並びに寡婦の福祉
- 5 配偶者暴力相談支援センター
- 6 地域福祉
 - 1) 社会福祉協議会
 - 2) 民生委員・児童委員
 - 3) 生活困窮者自立支援事業

1 老人福祉・介護保険

1) 老人福祉及び介護保険制度並びに県の取組

老人福祉法においては、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持つ健全で安らかな生活を保証されるものとする。」と基本的理念が述べられており、また、地方公共団体は、その施策を通じて基本的理念が具現されるよう配慮しなければならないとされている。

県においては、老人福祉計画（老人福祉法に基づく。）及び介護保険事業支援計画（介護保険法に基づく。）を一体とした「沖縄県高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、自立した生活を送ることができるよう、高齢者の多彩な活動並びに市町村の介護予防等の取組への支援や介護サービスの向上に取り組んでいる。

表1 平成29年10月1日現在

市町村名	人 口					総世帯数	高齢者のいる世帯			
	総人口 A	65歳 以上人口 B	75歳 以上人口 C	人口比率			総 数	内 訳		
				B/A	C/A			高齢者 単身世帯	高齢者 世帯	その他
				(%)	(%)					
(人)	(人)	(人)	(%)	(%)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	
沖 縄 県	1,469,385	301,021	15,246	20.5	10.3	640,521	214,725	83,034	48,376	83,315
南部福祉事務所管内	418,852	80,665	38,899	19.3	9.3	171,565	55,290	18,537	13,240	23,513
浦 添 市	114,113	20,798	10,020	18.2	8.8	48,685	14,531	5,455	3,578	5,498
糸 満 市	61,147	11,914	5,720	19.5	9.4	25,570	8,644	3,296	1,794	3,554
豊見城市	63,626	11,014	4,971	17.3	7.8	25,033	7,189	1,953	1,952	3,284
南 城 市	43,443	10,571	5,448	24.3	12.5	17,288	6,987	2,064	1,759	3,164
西 原 町	35,139	6,752	3,056	19.2	8.7	14,120	4,625	1,328	1,146	2,151
与那原町	19,523	3,634	1,693	18.6	8.7	7,966	2,450	902	475	1,073
南風原町	38,366	6,463	3,009	16.8	7.8	14,480	4,222	1,128	1,048	2,046
久米島町	8,016	2,220	1,246	27.7	15.5	3,993	1,627	746	379	502
八重瀬町	30,889	6,113	3,035	19.8	9.8	11,852	4,222	1,342	893	1,987
渡嘉敷村	704	162	92	23.0	13.1	424	85	15	30	40
座間味村	943	192	115	20.4	12.2	567	141	63	29	49
粟 国 村	714	269	178	37.7	24.9	431	220	107	46	67
渡名喜村	380	154	97	40.5	25.5	220	67	15	15	37
南大東村	1,278	291	160	22.8	12.5	661	200	97	81	22
北大東村	571	118	59	20.7	10.3	275	80	26	15	39

※本票は、各市町村から報告のあったH28.10.1現在の住民基本台帳のデータに基づく数値を取りまとめたものである。

※高齢者のいる世帯は、各市町村の把握している在宅の高齢者がいる世帯。

※高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯。

2) 介護保険事業者に係る業務

① 介護保険事業者の指定・更新について

介護保険事業者の提供するサービスのうち、介護老人福祉施設等入所施設に併設している事業所は県本庁での指定となっており、南部福祉事務所では単独型事業所の居宅介護サービスについて指定及び更新を行っている。

② 変更届出等について

介護保険事業者より、事業所運営に係る変更届、介護給付費算定に係る体制等届出、事業所の廃止・休止・再開届出関する業務を行っている。

③ 介護保険事業所に対する実地指導について

「沖縄県介護保険施設等指導要綱」に基づき、介護保険事業所に対して実地指導を行っている。指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に、事業者等の支援を基本とし、サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とし実施される。

④ 業務管理体制整備について

平成21年の介護保険法の一部改正に伴い、事業者（法人）は法令順守等の業務管理体制の整備・届出が義務付けされており、「介護サービス事業者の業務管理体制の確認検査実施要領」に基づき定期的（6年毎）に確認検査（一般検査）を実施している。平成29年度実施件数 29法人

表2 指定及び指定更新等の実施状況

サービスの種類	平成29年度		
	指定	指定更新	実地指導
訪問介護	8	1	5
介護予防訪問介護	5	—	5
訪問入浴介護	—	—	—
介護予防訪問入浴介護	—	—	—
通所介護	11	8	24
介護予防通所介護	7	6	23
訪問看護	5	3	—
介護予防訪問看護	5	2	—
居宅療養管理指導	1	—	—
介護予防居宅療養管理指導	1	—	—
福祉用具貸与	2	—	2
介護予防福祉用具貸与	2	—	2
特定福祉用具販売	2	—	3
特定介護予防福祉用具販売	2	—	3
通所リハビリテーション	—	—	—
介護予防通所リハビリテーション	—	—	—
居宅介護支援	10	9	4
合計	61	29	71

2 障害者福祉

1) 障害者福祉(障害者総合支援法)

平成15年4月にこれまでの「措置制度」から利用者が主体的にサービスを選択し、契約によりサービスを利用する「支援費制度」に移行し、実施主体は市町村となった。平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、これまで身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとにサービスが提供されていたのが障害種別にかかわらず、一元的にサービスが利用できるようになった。

平成24年4月から障害児を対象とした施設・事業はこれまで施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきたが、児童福祉法の一部改正に伴い根拠既定が一本化された。また、18歳以上の障害児施設入所者については、施行後は障害者自立支援法の障害者施策により対応している。

平成25年4月1日から、障害者自立支援法を障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律)とするとともに、障害者の定義に難病等が追加された。平成26年4月1日からは、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化されている。

本県では平成26年4月より、すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、地域社会の一員として安心して暮らすことができる共生社会(インクルーシブ社会という)の実現を目指して「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」がスタートした。

2) 特別障害者手当等支給制度

特別障害に対する特別障害者手当制度及び重度障害児に対する障害児福祉手当制度は、昭和60年5月1日に公布された国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)第7条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき、昭和61年4月1日から実施されている。

なお、障害基礎年金及び特別障害者手当制度の創設に伴い、経過措置分を除いて従前の福祉手当制度は廃止となった。

(1) 特別障害者手当

障害者の所得保障の一環として障害者の自立生活の基盤を確立するために創設され、在宅の特別障害者に対し、著しく重度の障害によって生じる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図る。

(2) 障害児福祉手当

従前の福祉手当制度の支給対象者を20歳未満の児童に限定し、その手当の名称を障害児福祉手当と改めた。同制度は在宅の重度障害児に対し、その重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、重度障害児の福祉の増進を図る。

(3) 福祉手当（経過措置）

従来の福祉手当の受給者のうち特別障害者手当に該当せず、かつ、障害基礎年金も受給できない者に対しては、国民年金法等の一部を改正する法律附則第 97 の規定により、経過措置として従前の例により福祉手当を支給する。

表 1 平成29年度特別障害者手当等支給状況（町村別）

（支給人員は平成30年3月31日現在）

内訳 町村別	特別障害者手当		障害児福祉手当		福祉手当		合 計	
	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額
西原町	46	14,874,280	35	6,059,120	1	175,210	82	21,108,610
八重瀬町	34	10,925,160	29	5,138,830	1	175,210	64	16,239,200
与那原町	16	5,074,710	17	3,055,460	0	0	33	8,130,170
南風原町	31	9,852,690	42	7,315,190	0	0	72	17,167,880
久米島町	22	7,220,730	3	437,900	1	175,210	26	7,833,840
渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0
座間味村	0	0	0	0	0	0	2	0
粟国村	1	322,150	1	175,210	0	0	2	497,360
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	0	0	0	0	0	0	0	0
北大東村	0	0	1	175,210	0	0	1	175,210
合 計	150	48,269,720	128	22,356,920	3	525,630	282	71,152,270

3) 障害者自立支援について

(1) 相談支援事業

市町村が主体となって、障害のある人やその保護者及び介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護等の必要な援助を行うため相談支援事業所事業を実施している。また、障害者（児）及びその家族に対する相談支援体制整備の構築に向けて、各市町村は、自立支援連絡会議を設置し、各市町村内の相談事業所等と意見交換、研修会等を実施している。

北部圏域、中部圏域、南部圏域、宮古圏域、八重山圏域と各福祉事務所ごとに圏域アドバイザーを設置し、市町村自立支援協議会に対して助言を行い、障害者（児）に対する相談支援の活性化を図っている。

(2) 自立支援給付支給事務に関する指導

平成29年度における自立支援給付支給事務実地指導は（根拠法令：障害者総合支援法第2条第2項及び地方自治法第254条の4）、管内2市2町1村に対し、業務等が適正かつ円滑に行われるよう実地指導を行った。

障害福祉サービス事業者指導及び監査実施要綱に基づく監査指導について、平成29年度は、障害福祉サービス19事業所に対して、自立支援給付に係るサービス内容及び費用請求等に関する事項の周知徹底、助言及び指導を行った。

(3) 心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養する者が、その生存中一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡または重度障害等）のことが生じた場合、残された心身障害者の生活を保障するために障害者の生存中、毎月年金を支給する任意加入の共済制度で、いわゆる「親なきあとの保障」を行うもので、本県では昭和48年から実施されている。

扶養共済制度の加入者及び年金受給者は、下記のとおりである。

（掛金については、加入者が経済的にその拠出が困難な場合には減免措置を講ずることとしている。）

表2 心身障害者扶養共済制度加入等状況

平成29年度末現在（単位：人）

	西原町	与那原町	南風原町	八重瀬町	久米島町	渡嘉敷村	座間味村	栗国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	計
加入者数	0	1	9	6	0	0	0	0	2	0	0	18
受給者数	1	1	7	8	0	0	1	0	0	0	0	18

4) 知的障害者福祉

知的障害者（児）に関しては、身体障害者福祉同様、諸福祉サービスの実施責任が県から市町村へ移譲され、市町村が在宅福祉、施設福祉の一元的実施主体となり、各種サービスを総合的に提供している。

(1) 療育手帳制度

療育手帳制度は、知的障害者（児）に対して移管した指導・相談を行うほか、各種福祉制度を利用しやすくするため、また知的障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的として昭和48年から実施されている。

表3 療育手帳交付台帳登録数及び新規交付状況

(単位：人)

	A1・A2		B1・B2		計	新規交付状況 (内数)
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上		
平成29年度	457	2,114	1,665	3,743	7,979	308

※A1：最重度、A2：重度、B1：中度、B2：軽度

3 児童福祉

児童の福祉は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成され、ひとしくその生活を保障され、愛護されて、将来の社会を担う健全な社会人として育成されることを目的とし、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童の健全育成に対する責任を担うことになっている。

当所は、児童相談所や市町村等関係機関との連携しながら、家庭児童相談機能の強化、児童の健全育成策の充実等を図っている。

1) 家庭児童相談

(1) 管内児童人口の状況

平成29年1月1日現在の管内の0～19歳の人口は168,797人で、管内総人口741,092人のうち22.8%を占めている。市町村別の総人口に占める0～19歳人口の割合は、下表のとおりとなっており、市では豊見城市が最も高く、町村は南風原町、次いで与那原町、八重瀬町の順となっている。

表1 市町村別0～19歳人口

(平成29年1月1日現在)

市町村	那覇市	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	八重瀬町	久米島町
総人口(人)	324,157	114,337	60,884	62,896	43,247	35,146	19,229	37,991	30,494	8,101
0～19歳(人)	67,855	27,820	14,573	16,304	9,592	8,178	4,721	10,005	7,278	1,605
割合(%)	20.8	24.0	23.8	26.0	22.3	23.2	24.5	26.3	24.0	19.5

市町村	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	合計
総人口(人)	702	938	724	385	1,281	580	741,092
0～19歳(人)	131	171	117	50	269	128	168,797
割合(%)	18.4	17.1	16.1	12.2	21.6	22.0	22.8

出典：「平成29年度住民基本台帳年齢別人口」(沖縄県企画部市町村課)

(2) 家庭児童相談

家庭は児童育成の基盤であり、児童の人格形成に極めて大きな影響を及ぼすものであるが、近年の社会情勢の変化や地域コミュニティ機能の低下に伴い、子どもの養育に対する支援を必要とする家庭が増加している。

当所には、家族関係の健全化、養育の適正化、児童福祉の向上を図る目的で家庭児童相談室が設置され、家庭児童福祉主事1名、家庭児童支援員1名が配置されている。

また、児童福祉法改正に伴い、平成17年4月から各市町村に児童家庭相談窓口が設置されており、県福祉事務所(家庭児童相談室)においては、高い専門性を必要とする相談への対応や、町村の後方支援の役割を担っている。

表2 年度別家庭相談員活動状況の推移（延人数）

区分 年度	生活習慣等	知能・言語	学校生活等	非行	家族関係	環境福祉	心身障害	その他	計	
	平成25年度	2	69	385	32	407	383	27		36
平成26年度	31	120	293	47	647	856	76	34	2,104	
平成27年度	203	87	278	144	1,149	197	128	34	2,220	
平成28年度	433	149	602	42	1,469	113	230	45	3,083	
平成29年度	件数	279	229	586	38	267	1,126	440	13	2,978
	構成比	9%	8%	20%	1%	9%	38%	15%	1%以下	

表3 年度別、経路別相談状況の推移

区分 年度	発見	児童の通告員	児童相談所長からの送致 （法第26条第1項第3号）	児童相談所長からの委嘱 （法第18条の2第2項）	保健所からの通知	警察関係からの通知	関係から道府県	その他の都道府県	市町村から通告	学校から相談	家族・親戚	本人からの相談	その他のからの通告	計
	平成25年度	5							6	4	9	35	1	
平成26年度	21		4				1	14	3	9	32	2	86	
平成27年度	14		1				2	10	3	5	26	8	69	
平成28年度	15		5				3	42		4		2	71	
平成29年度	件数						16	2		7	18	3	46	
	構成比						35%	4%		15%	39%	7%		

表4 年度別相談処理状況の推移（人数）

区分 年度	社会的福祉 障害者 福祉の 指導は	施設入所措置		報告 措置 又は 権者 通知に	児童相談 所へ 送致 等	2の 児童 相談 所 の 調査 完了 （法 第8 条の ）	幹他 旋の 機 紹関 介に	相談 ・ 助言 その他	計
		助産 施設	支母 援子 施生 設活						
平成25年度		33					6	21	60
平成26年度	12	28			3		13	30	86
平成27年度	10	23			1		8	27	69
平成28年度	1	32			7		12	19	71
平成 29年度	件数	18			3		2	23	46
	構成比	39%			7%		4%	50%	

2) 助産施設

助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由等により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を受けさせることを目的とする施設である。当所で助産を実施した人数は下表のとおりである。

表5 年度別助産施設入所状況（助産施設別人数）

助産施設 年度	沖縄協同 病院	沖縄赤十字 病院	浦添総合 病院	南部徳洲会 病院	那覇市立 病院	県立南部 医療センター・ こども医療 センター	県立中部 病院	計
平成25年度	9	4	6	3	2	9		33
平成26年度	6	2		3	1	15		27
平成27年度	6	6			3	7		22
平成28年度	6	4		5	5	9	1	30
平成29年度	6	8		2	2	4		22

3) 保育行政等指導監査

沖縄県保育行政等指導監査実施要綱に基づき、管内町村の保育行政（保育所入所事務等）、及び管内市町村の公立保育所に対する指導監査を行っている。

4 母子及び父子並びに寡婦の福祉

社会経済状況が厳しさを増す中で、離婚等が原因のひとり親世帯が増加している。また、ひとり親家庭は経済的に不安定な状況が多く、さらに時代とともに抱える問題も多様化している。

これらのひとり親家庭等に対し母子父子寡婦福祉資金の貸付による経済的な自立の支援を図るとともに、生活相談や生業の指導等を行い、福祉の向上に努めているところである。

1) ひとり親世帯の実態

当所管内の母子世帯数は、平成25年8月1日現6,181世帯で、総世帯数に占める割合は4.28%となっている。

父子世帯数は、平成25年8月1日現1,014世帯で、総世帯数に占める割合は0.70%となっている。

表1 市町村別 ひとり親世帯数及び出現率

No	市町村名	総世帯数		母子世帯						父子世帯					
				世帯数			出現率			世帯数			出現率		
		H20	H25	H20	H25	増減	H20	H25	増減	H20	H25	増減	H20	H25	増減
1	浦添市	40,658	43,153	1,655	1,865	210	4.07%	4.32%	0.25%	72	159	87	0.18%	0.37%	0.19%
2	糸満市	18,923	20,378	921	1,046	125	4.87%	5.13%	0.27%	56	247	191	0.30%	1.21%	0.92%
3	豊見城市	18,751	20,732	632	710	78	3.37%	3.42%	0.05%	29	73	44	0.15%	0.35%	0.20%
4	南城市	12,158	13,595	441	501	60	3.63%	3.69%	0.06%	33	106	73	0.27%	0.78%	0.51%
5	西原町	11,952	12,397	602	681	79	5.04%	5.49%	0.46%	228	175	-53	1.91%	1.41%	-0.50%
6	与那原町	5,412	6,768	279	274	-5	5.16%	4.05%	-1.11%	29	21	-8	0.54%	0.31%	-0.23%
7	南風原町	11,128	12,066	440	502	62	3.95%	4.16%	0.21%	35	76	41	0.31%	0.63%	0.32%
8	渡嘉敷村	400	442	8	10	2	2.00%	2.26%	0.26%	27	1	-26	6.75%	0.23%	-6.52%
9	座間味村	505	520	6	5	-1	1.19%	0.96%	-0.23%	0	2	2	0.00%	0.38%	0.38%
10	粟国村	414	392	7	5	-2	1.69%	1.28%	-0.42%	2	2	0	0.48%	0.51%	0.03%
11	渡名喜村	288	237	2	3	1	0.69%	1.27%	0.57%	2	0	-2	0.69%	0.00%	-0.69%
12	南大東村	659	722	17	17	0	2.58%	2.35%	-0.23%	0	2	2	0.00%	0.28%	0.28%
13	北大東村	298	396	5	2	-3	1.68%	0.51%	-1.17%	2	0	-2	0.67%	0.00%	-0.67%
14	久米島町	3,475	3,669	127	101	-26	3.65%	2.75%	-0.90%	6	21	15	0.17%	0.57%	0.40%
15	八重瀬町	8,167	8,956	356	459	103	4.36%	5.13%	0.77%	92	129	37	1.13%	1.44%	0.31%
	合計	133,188	144,423	5,498	6,181	683	4.13%	4.28%	0.15%	613	1,014	401	0.46%	0.70%	0.24%

※ 県青少年・子ども家庭課資料

2) 母子・父子自立支援員及び母子・父子福祉協力員

① 母子・父子自立支援員

沖縄県では各福祉事務所に母子・父子自立支援員を設置しており、当所には3人が配置されている。母子・父子自立支援員は母子家庭等の生活安定と経済的な自立を図るために母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当に係る遺棄調査及び母子家庭等の福祉に関する相談等を行っている。

② 母子・父子福祉協力員

沖縄県では各福祉事務所に母子・父子福祉協力員を設置しており、当所には4人が配置されている。母子・父子福祉協力員は貸付金の円滑な償還を図るため母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けた世帯を訪問して、償還計画及び支払い等について指導・調整を行っている。

表2 年度別母子父子自立支援員の活動状況

年度別	区分	生活一般					児童					生活援護						その他					合計					
		住	医	家	就	結	そ	養	教	非	就	そ	母	寡	父	公	児	生	そ	売	た	公		母	施	母	母	そ
		宅	療	庭	争	婚	他	育	育	行	職	他	子	婦	子	的	童	活	税	店	ば	子	母	子	子	子	他	
		紛	紛	紛	紛	紛	計	計	計	計	計	計	資	資	資	金	扶	保	他	設	こ	世	利	福	支	支		
		備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	金	金	金	当	護	他	他	他	備	備	備	備	備	備	備	他	
平成26年度	相談件数				47		47						616	34		1			1	652								699
	処理件数				39		39						612	33		1			1	647								686
	次年度繰越件数				8		8						4	1						5								13
	相談回数(率)				69		69 (6.2%)						995	37		3			3	1,038 (93.8%)								1,107 (100.0%)
平成27年度	相談件数	5	5	2	38		4	54	4	1		6	2	13	795	28			4	5	1	12						912
	処理件数	5	5	2	38		4	54	4	1		6	2	13	779	28			4	5	1	12						896
	次年度繰越件数														16													16
	相談回数(率)	6	7	2	70		4	89 (6.7%)	5	1		6	4	16	1,123	55			4	5	1	24				2	2	1,319 (100.0%)
平成28年度	相談件数	1			9		16	26							1,107	2	15		1		21	1,146						1,172
	処理件数	1			9		12	22							995	2	13		1		20	1,031						1,053
	次年度繰越件数						4	4							112		2				1	115						119
	相談回数(率)						3	3 (0.6%)							468	2	7				10	487 (92.9%)				20	14	524 (6.5%)
平成29年度	相談件数		4		3		1	8	1				1	941	21	50		6		6	1,024							1,033
	処理件数		4		3		1	8	1				1	812	21	34				4	871							880
	次年度繰越件数													129		16		6		2	153							153
	相談回数(率)		4		3	1		8 (0.7%)	1				1	982	26	47		2		6	1,063 (99.2%)							1,072 (99.9%)

3) 母子・父子及び寡婦福祉資金の貸付

母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図る制度として、母子福祉対策の中で重要な位置を占めている。貸付金の種類は修学資金、生活資金等の12種類がある。

表3 年度別、資金別母子、父子及び寡婦福祉資金貸付状況 (平成29年度)

NO.	資金の種類	区分	平成29年度	
			件数	金額 (円)
1	事業開始資金	母子		
		父子		
		寡婦		
2	事業継続資金	母子		
		父子		
		寡婦		
3	修学資金	母子	104	78,984,600
		父子	8	6,137,400
		寡婦	6	4,141,600
4	技能習得資金	母子	15	12,042,600
		父子		
		寡婦		
5	修業資金	母子	5	2,009,000
		父子		
		寡婦		
6	就職支度資金	母子		
		父子		
		寡婦		
7	医療介護資金	母子		
		父子		
		寡婦		
8	生活資金	母子	7	3,416,000
		父子		
		寡婦		
9	住宅資金	母子		
		父子		
		寡婦		
10	転宅資金	母子	1	180,000
		父子		
		寡婦		
11	就学支度資金	母子	43	14,762,540
		父子	2	710,000
		寡婦		
12	結婚資金	母子		
		父子		
		寡婦		
合計		母子	175	111,394,740
		父子	10	6,847,400
		寡婦	6	4,141,600

4) 母子福祉資金の償還

母子福祉資金の貸付制度は、ひとり親世帯の経済的自立を図るための制度である。しかしながら生活基盤の弱いひとり親世帯においては、償還状況は必ずしも好ましくない。当事務所においては、償還指導強化として、滞納者に対し、電話・訪問・面談により、生活実態の把握に努めると共に、生活状況に応じた償還方法の相談などを行い、償還促進に努めている。

表4 <年度別>平成26～29年度 母子福祉資金貸付金償還金の償還状況

(単位：千円)

年度	区分	償還状況			過年度分			現年度分		
		調定額	収入額	償還率 (%)	調定額	収入額	償還率 (%)	調定額	収入額	償還率 (%)
平成26年度	母子	139,154	77,752	56%	102,343	44,150	43%	36,811	33,602	91%
	寡婦	7,748	2,822	36%	4,594	407	9%	3,154	2,415	77%
	父子									
	合計	146,902	80,574	55%	106,937	44,557	42%	39,965	36,017	90%
平成27年度	母子	114,958	69,144	60%	83,617	40,813	49%	31,341	28,331	90%
	寡婦	8,427	3,596	43%	4,681	490	10%	3,746	3,106	83%
	父子									
	合計	123,385	72,740	59%	88,298	41,303	47%	35,087	31,437	90%
平成28年度	母子	72,638	37,071	51%	41,193	7,904	19%	31,445	29,167	93%
	寡婦	8,278	3,754	45%	4,830	891	18%	3,448	2,863	83%
	父子	22	16	73%				22	16	73%
	合計	80,938	40,841	50%	46,023	8,795	19%	34,915	32,046	92%
平成29年度	母子	66,300	34,631	52%	34,360	5,745	17%	31,940	28,886	90%
	寡婦	7,496	3,015	40%	4,523	504	11%	2,973	2,511	84%
	父子	44	25	57%	6	6	100%	38	19	50%
	合計	73,840	37,671	51%	38,889	6,255	16%	34,951	31,416	90%

※平成28年度から父子福祉資金の償還開始

表5 <資金別>平成29年度 母子福祉資金貸付金償還金の償還状況

<母子>

(単位:円)

区分 資金	過年度分				現年度分				合 計				
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率 (%)
	事業開始	8,556,776	370,392	0	8,186,384	66,694	66,694	0	0	8,623,470	437,086	0	8,186,384
事業継続	132,567	36,201	0	96,366	0	0	0	0	132,567	36,201	0	96,366	27.3
修学	21,919,831	4,448,238	0	17,471,593	21,540,698	19,492,266	0	2,048,432	43,460,529	23,940,504	0	19,520,025	55.1
技能習得	312,537	135,345	0	177,192	1,813,332	1,391,278	0	422,054	2,125,869	1,526,623	0	599,246	71.8
修業	30,000	0	0	30,000	1,360,008	1,235,008	0	125,000	1,390,008	1,235,008	0	155,000	88.8
就職支度	0	0	0	0	49,992	49,992	0	0	49,992	49,992	0	0	100.0
医療介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
生活	460,278	63,680	0	396,598	2,809,616	2,482,824	0	326,792	3,269,894	2,546,504	0	723,390	77.9
住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
転宅	202,209	175,718	0	26,491	620,644	620,644	0	0	822,853	796,362	0	26,491	96.8
就学支度	2,746,779	515,543	0	2,231,236	3,679,610	3,548,191	0	131,419	6,426,389	4,063,734	0	2,362,655	63.2
結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
計	34,360,977	5,745,117	0	28,615,860	31,940,594	28,886,897	0	3,053,697	66,301,571	34,632,014	0	31,669,557	52.2

※違約金は除く

<寡婦>

(単位:円)

区分 資金	過年度分				現年度分				合 計				
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率 (%)
	事業開始	681,511	0	0	681,511	0	0	0	0	681,511	0	0	681,511
事業継続	238,511	0	0	238,511	0	0	0	0	238,511	0	0	238,511	0.0
修学	2,952,117	416,996	0	2,535,121	2,297,540	1,834,840	0	462,700	5,249,657	2,251,836	0	2,997,821	42.9
技能習得	0	0	0	0	136,440	136,440	0	0	136,440	136,440	0	0	100.0
修業	0	0	0	0	399,000	399,000	0	0	399,000	399,000	0	0	100.0
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
医療介護	0	0	0	0	20,004	20,004	0	0	20,004	20,004	0	0	100.0
生活	7,952	7,952	0	0	61,800	61,800	0	0	69,752	69,752	0	0	100.0
住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
転宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
就学支度	643,419	80,000	0	563,419	58,992	58,992	0	0	702,411	138,992	0	563,419	19.8
結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
計	4,523,510	504,948	0	4,018,562	2,973,776	2,511,076	0	462,700	7,497,286	3,016,024	0	4,481,262	40.2

※違約金は除く

<父子>

(単位:円)

区分 資金	過年度分				現年度分				合 計				
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率 (%)
	事業開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
修学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
技能習得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
修業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
医療介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
生活	6,436	6,436	0	0	38,616	19,308	0	19,308	45,052	25,744	0	19,308	57.1
住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
転宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
就学支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
計	6,436	6,436	0	0	38,616	19,308	0	19,308	45,052	25,744	0	19,308	57.1

※違約金は除く

5) 自立支援教育訓練給付金の支給

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し、修了した場合、経費の60%（上限20万円、下限1万2千円）を支給している。

年 度	対象者数	対象講座
平成29年度	1名	医療事務等講座

6) 高等職業訓練促進給付金の支給

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や保育士等の資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間中について、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として、高等職業訓練促進給付金として月額10万円（課税世帯の場合7万5百円）を支給している。

年 度	対象者数	取得資格（予定）	備 考
平成29年度	12名	看護師（7）、保育士（3） 理学療法士（1）、 作業療法士（1）	修了者（6名） うち資格取得（4名）

5 配偶者暴力相談支援センター

1) 業務の内容

南部配偶者暴力相談支援センターでは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)第3条第3項に基づき、次の業務を行っている。

- ・被害者に関する様々な問題についての相談
- ・被害者が自立して生活することを促進するため、各制度の利用等についての情報提供、助言、関連機関への連絡等
- ・保護命令の制度利用についての情報の提供、助言、関連機関への連絡等
- ・被害者を居住させて保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等

また、婦人保護の観点から、要保護女子や生活に問題を抱える女子等への相談業務を行っている。

2) 相談状況

表1 年度別相談件数

	来所相談	電話相談	巡回・出張相談	計
平成25年度	126 (109)	308 (210)	17 (16)	451 (335)
平成26年度	147 (109)	345 (173)	14 (10)	506 (292)
平成27年度	70 (59)	208 (175)	16 (16)	294 (250)
平成28年度	65 (63)	194 (191)	12 (12)	271 (266)
平成29年度	64 (53)	224 (198)	43 (37)	331(288)

※延べ件数、()内はDVを含むものの再掲

表2 来所相談状況

(平成29年度)

①経路別受付状況

経路	本人自身	警察関係	法務関係	他府県の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	縁故者・知人等	その他	合計
件数	18	2	2	0	3	6	28	0	1	0	4	0	64

②年齢別状況

年齢別	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	合計
件数	1	12	22	14	5	10	0	64

表3 電話相談状況

(平成29年度)

①経路別受付状況

経路	本人自身	警察関係	法務関係	他府県の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	縁故者・知人等	その他	合計
件数	77	2	0	2	25	17	87	0	3	1	10	0	224

②年齢別状況

年齢別	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	合計
件数	0	31	100	34	9	7	43	224

6 地域福祉

1) 社会福祉協議会指導監査（町村）

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、市町村、都道府県、中央の各段階で組織されている民間の自主的組織であり、公私の社会福祉関係者やこれに関心と熱意を持つ者等の参加協力を得て、組織的、効率的な地域福祉活動を促進することを目的としている。

当所においては、社会福祉法人である社会福祉協議会が適正な法人運営、事業経営及び施設運営を図ることを目的として、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき指導監査を行っている。

平成29年度指導監査実施状況：3町2村

2) 民生委員・児童委員

民生・児童委員は、民生委員法・児童福祉法に基づき、各市町村に設置された民間の奉仕者で知事の推薦によって厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の福祉増進のために、社会福祉に関する相談・調整等の自主的活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う。管内の民生・児童委員配置状況は554名（平成29年4月現在※那覇市除く）である。

民生・児童委員による地域での福祉活動は、我が国の社会福祉制度の中に欠くことの出来ない重要なものであり、その活動はますます期待されている。

平成29年度 管内民生委員・児童委員配置状況

平成29年4月1日現在（単位：人）

	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	渡嘉敷村
定数	133	92	89	94	68	33	66	3
現員	113	77	67	84	49	26	50	3
充足率(%)	85.0	83.7	75.3	89.4	72.1	78.8	75.8	100.0
	座間味村	栗国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	久米島町	八重瀬町	合計
定数	5	3	2	7	3	23	52	673
現員	4	3	2	7	2	15	52	554
充足率(%)	80.0	100.0	100.0	100.0	66.7	65.2	100.0	82.3

3) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成27年4月1日から生活に困窮している者に対し、生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行うこととなった。

南部管内の11町村については、沖縄県が相談窓口「沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター」を、南風原町、久米島町、那覇市に設置しており、主な支援メニューは、以下のとおりである。

ア 自立相談支援事業

生活の困りごとや不安に対し、必要な支援を一緒に考え、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。

イ 住居確保給付金

離職または自営業の廃止により住居を失った者、または失うおそれの高い者に、再就職に向けた活動をする事等を条件に、原則3ヶ月間、家賃相当額を支給し生活の土台となる住居を整えた上で、再就職に向けた支援を行う。

ウ 就労準備支援事業

社会や他人との関わりに不安があるなど、すぐに就労困難な者に一定期間の就労準備講習（プログラム）に沿って、日常生活や社会生活に必要な基礎能力を養いながら、就労自立に向けた支援や就労機会の提供を行う。

エ 一時生活支援事業

住居を持たない者、ネットカフェ等不安定な居住形態にある者へ、一定期間内に限り宿泊場所や衣食の提供を行うとともに退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援を行う。

オ 家計相談支援事業

家計問題の相談について、状況に応じた支援計画を作成し経済状況の立て直しを支援する。

カ 就労訓練事業

すぐに一般就労することが難しい者のために、沖縄県が認定する企業・事業所において、その者に合った作業機会を提供しながら、個別の支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期で実施する。